

議案第4号

埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年1月26日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるものとされた。このことを鑑み、本組合会計年度任用職員の勤勉手当についても所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の1項を加える。

10 勤勉手当は、一般職の常勤職員の勤勉手当との権衡を考慮して、規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、勤勉手当は支給しない。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

(埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第9条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。